

## 改正行政不服審査法（新法）に伴う対応について

### ○新法の概要

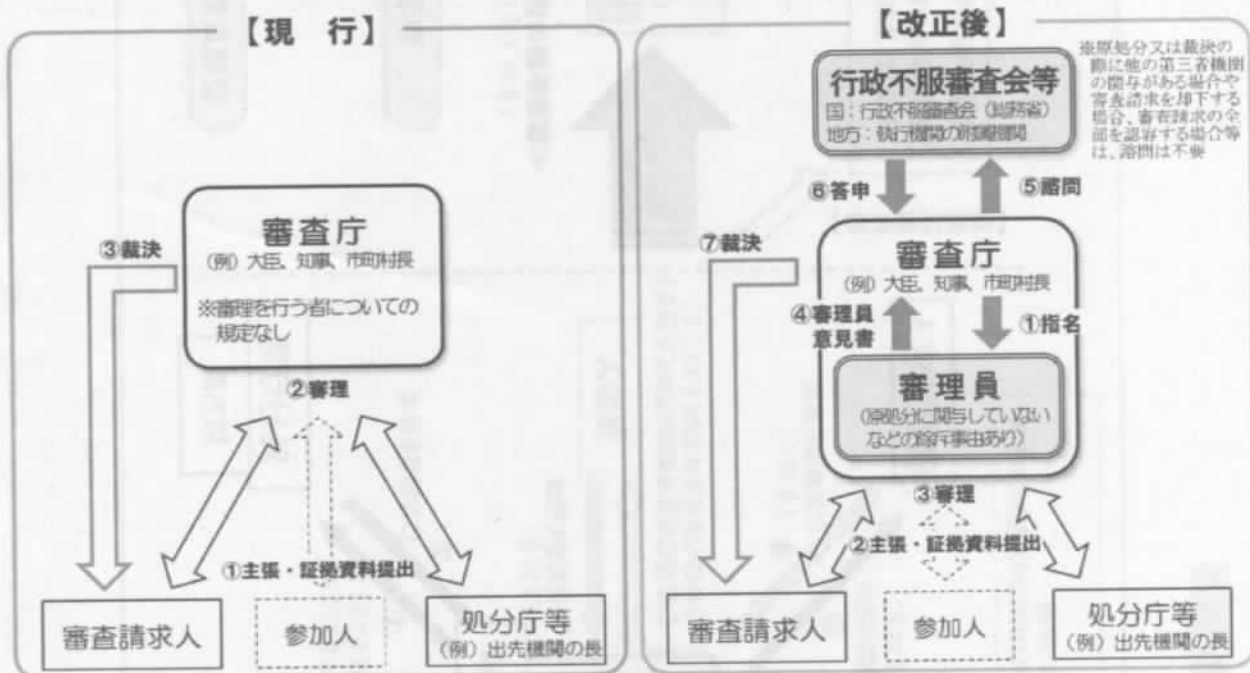
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われた。

【行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

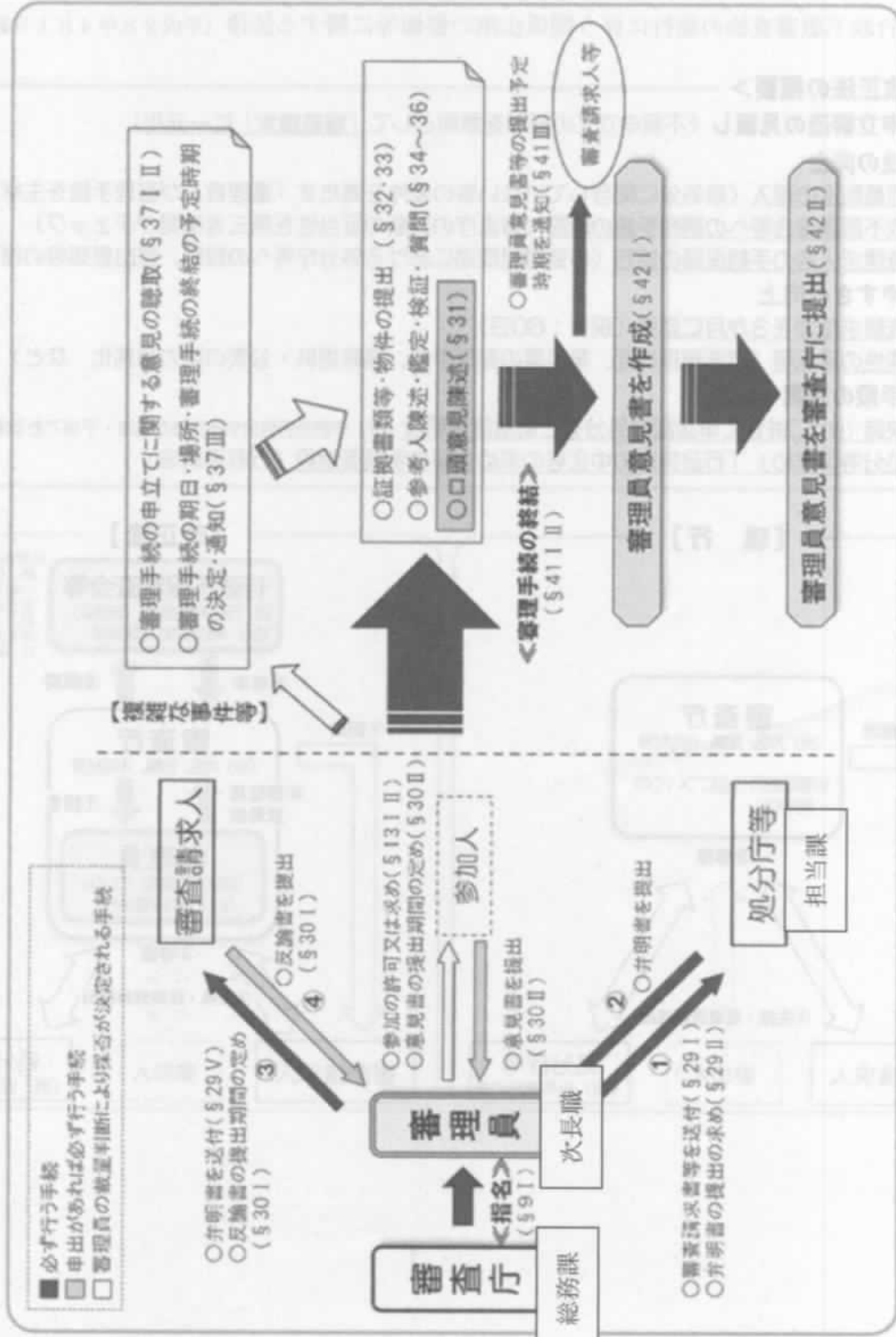
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成28年4月1日施行予定）】

### <改正法の概要>

- 不服申立構造の見直し（不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化）
- 公正性の向上
  - ・審理員制度の導入（原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰）
  - ・行政不服審査会等への諮問手続の新設（審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック）
  - ・審査請求人等の手続保障の拡充（口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など）
- 使いやすさの向上
  - ・審査請求期間を3か月に延長（現行：60日）
  - ・迅速性の確保等（標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など）
- 救済手段の充実・拡大
  - ・裁決時（※）に併せて申請認容処分をとる措置を新設（※）申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合
  - ・「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設（行政手続法）



## 2. 手続の流れ



## <審査請求の流れ>

1. 審査請求書の送付  
 審査請求人 (市民等) → 審査庁
2. 審理員を指名  
 審査庁 (市長等) → 審理員 (次長職)
3. 審査請求書の送付、弁明書の提出の求め  
 審理員 (次長職) → 処分庁 (担当課)
4. 弁明書の提出  
 処分庁 (担当課) → 審理員 (次長職)
5. 弁明書を送付  
 審理員 (次長職) → 審査請求人 (市民等)
6. 反論書の提出  
 審査請求人 (市民等) → 審理員 (次長職)
7. 参加の許可の願い  
 参加人 → 審理員 (次長職)
8. 参加の許可、意見書の提出の求め  
 審理員 (次長職) → 参加人
9. 意見書の提出  
 参加人 → 審理員 (次長職)

【資料が集まった段階で審理員は、必要であれば、証拠書類の提出、参考人陳述、口頭意見陳述を行う。(審査請求人から求めがあれば、資料の閲覧を行う。)

10. 審理員意見書を作成 (審理員)
11. 審理員意見書を提出  
 審理員 (次長職) → 審査庁 (市長)